

令和2年（ネ）第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件

控訴人ら 岩下和雄外

被控訴人 長崎県外1名

準備書面（2）

2020年（令和2年）12月4日

福岡高等裁判所第1民事部 御 中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 馬 奈 木 昭 雄 外

目次

第1 本件工事により侵害される控訴人らの具体的権利について	2
第2 本件工事により、第1で述べたこうばる地区現居住者らの具体的権利が侵害 されること	13
第3 本件工事による権利侵害は違法であり、本件工事の差止めが認められるべき こと	21
第4 結論.....	27

第1 本件工事により侵害される控訴人らの具体的権利について

1 はじめに

本書面では、控訴人らのうち、特に、現にこうばる地区で生活する13世帯約50名の居住者（以下、単に「こうばる地区現居住者ら」という）の権利について主張する。こうばる地区現居住者らは、人格権としての「自己が選択した土地で継続的かつ平穏に生活をし、快適な生活を営む権利ないしは人格的生存を図る権利」を有している。以下、当該権利を「平穏生活権」と呼称するが、控訴人らが主張するこの権利は、人が人であることだけで認められる権利である。

これまでも、控訴人らが主張する平穏生活権が、侵害行為に対して当然に差止めが認められる憲法上の権利であることを主張してきたが、本項ではさらに、控訴人らが主張する平穏生活権が、法的保護に値する憲法上の権利であることおよび、その具体的内容について補充主張する。

以下、「2」にて、平穏生活権が裁判例上も確立された権利であることを述べ、「3」にて、こうばる地区現居住者らにも平穏生活権が認められることを具体的に述べる。

2 福島第一原発事故による損害賠償請求訴訟の判決について

(1) はじめに

2011年3月11日の東日本大震災をきっかけに発生した福島第一原発事故は、大量の放射性物質を外部環境中に放出したことで周辺地域を放射能により汚染した。それにより、その土地に住むことができなくなった多くの住民が、それまで生まれ育ったふるさとを離れざるをえなくなった。福島第一原発事故についての損害賠償請求訴訟における被侵害利益も、生まれ育った土地を離れざるを得なくなった人々の権利であり、「平穏生活権」である。

福島第一原発事故により住処を追われた住民たちとこうばる地区現居住者は、生まれ育った土地・生活の本拠地を追われるという点で同様である。そのため、当該事故による法的問題に関して認められた権利は、こうばる地区現居住者らにも当然認められる権利である。

そのため、まずは、福島第一原発事故による損害賠償請求訴訟の裁判例を概観し、当該裁判例が、平穏生活権をどのような権利として捉えているのかを明らかにする。

(2) 生業訴訟第1審判決（福島地裁平成29年10月10日）について

ア 総論

生業訴訟第1審判決は、次のように述べて原告らの権利を認めた。

(ア) 原告らが主張した「包括的生活利益としての人格権」、「生存と人格形成の基盤」、「日常の幸福追求による自己実現」、「生命・身体に直結する平穏生活権」、「人格権」等を区別することなく「平穏生活権」と定義し、その侵害を「平穏生活権侵害」と呼称する（判決文152頁）。

(イ) その上で、本件における被侵害法益（平穏生活権）の内実について検討すると、人は、その選択した生活の本拠において平穏な生活を営む権利を有し、社会通念上受忍すべき限度を超えた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によってその平穏な生活を妨げられないのと同様、社会通念上受忍すべき限度を超えた放射性物質による居住地の汚染によってその平穏な生活を妨げられない利益を有しているというべきである。

(ウ) ここで故なく妨げられない平穏な生活には、生活の本拠において生まれ、育ち、職業を選択して生業を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとの関わりにおいて人格を形成し、幸福を追求

してゆくという、人の全人格的な生活（原告らのいう「日常の幸福追求による自己実現」）が広く含まれる。

イ 具体的内容

上記原告らの権利の具体的内容は次のとおりと判断された。

(ア) 居住・移転の自由の制限

制限の程度・態様には様々なものがあるが、原告らは、自分たちの居住地が政府により警戒区域や居住制限区域等に指定されることによって、そもそも一時立ち入りすら制限があったり、居住することが禁止されることになった。

住民らは、生活の本拠において居住を継続する権利（居住および移転の自由）を制約された。

(イ) 旧居住地の汚染

汚染の程度によっては、単に旧居住地の土地建物の経済的価値を毀損しているだけでなく、旧居住地への帰還を困難にさせて、帰還困難区域旧居住者に多大な精神的苦痛を与え続けている。（判決文 193 頁）

(ウ) 日常生活の阻害

避難を強いられた場合、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害された。生活の糧となる生業の変更を余儀なくされるなど、避難前と同様の日常生活が回復できているとはいえ、原告らの属性にかかわらず、日常生活の阻害は長期化しているものといえる。（判決文 194 頁）

(エ) 今後の生活の見通しに対する不安、帰還困難による不安

長期間にわたり帰還が不可能な状況となったことによる不安が継続した。このことは、原告らの被った精神的苦痛が、必ずしも時の経過とともに低減されたわけではないことを示している。

ウ 小括

このように、地裁判決は、「平穏生活権」は自ら選択した生活の本拠において平穏な生活を営む権利であるとして、その具体的内容として、生活の本拠において居住を継続する権利、自由に帰還できる権利、日常生活を送る権利などが含まれていると認めた。

(3) 生業訴訟控訴審判決（仙台高裁令和2年9月30日）の類型化

そして、上福島地裁判決の控訴審は、次のように述べて一審判決を支持し、一審原告らの権利を認め、損害の有無を判断した。

「本件事故により、放射性物質が放出され広範に飛散したことによって、どのような事柄が侵害されたかについては、一審原告らが、旧居住地において、本件事故前に享受していた事柄全般を考慮対象に入れてその侵害の有無や程度を把握する必要がある。そのような事柄として主な要素は、以下のア～カのように分類して挙げることが可能である。なお、以下の要素は、必ずしもそれぞれが独立しているものではなく、互いに重なり合ったり、関連したりして、有機的に一体の事柄を形成している関係にもある」（判決文 243 頁）

そのうえで、以下のア～カの要素を、「全体として人が生存と人格形成をする基盤であると共に、日常的な幸福追及をする上で欠かせない日常生活そのものであり、いずれも、財産的な価値だけでなく、」それらが破壊・毀損されることによって上記精神的損害を受けたと評価すべき側面を有しているとしている。（判決文 243 頁）

ア 基本的な社会インフラ

(例)

- (ア) 電気・水道・ガス等のインフラ
- (イ) 医療・警察・消防等の施設
- (ウ) 学校・教育・育児等の学習環境、成育環境

- (エ) 道路・鉄道等の交通インフラ
- (オ) 電波・電話網・光ケーブル等の通信インフラ

イ 生活の糧を取得する手段

(例)

- (ア) 第1次産業：農業・林業・水産業等
- (イ) 第2次産業：鉱工業・製造業・建設業等
- (ウ) 第3次産業：観光業も含めた地元企業・大手企業の出先機関・
自営業（美容院や自動車整備工場、商店等）等

ウ 家庭・地域コミュニティを育む物理的・社会的諸要素

(例)

- (ア) 親戚・家族や近所付き合いの拠点となるべき自宅・住まい等
- (イ) 職場・学校等を起点とした人的つながり
- (ウ) 趣味・会議所・社交場・運動場・温泉・娯楽施設・公園等
- (エ) 冠婚葬祭施設・墓地等
- (オ) 祭り・イベント・風物詩等

エ 周囲の環境・自然

(例)

- (ア) 大気・水質・土壌・気候等
- (イ) 山・湖沼・川・海等
- (ウ) 家庭菜園・山菜・キノコ採集・魚釣り等

オ 帰るべき地・心の拠り所となる地・思い出の地等としての「ふるさと」

(例)

- (ア) 実家・母校・行きつけの店・駅等
- (イ) 思い出の場所・景色等
- (ウ) 地元の評判・観光地としての価値等

カ その他

(例)

- (ア) 避難・移住・生活再建等のために支出した諸々の経済的な負担
- (イ) 被曝者・被災者としてのレッテル・いじめ等
- (ウ) 被曝により将来的に健康被害が生じるのではないかな等の恐怖ないし不安

(4) 平穏生活権とは

福島地裁判決は、原告らの権利について、「人の全人格的な生活」とのべ、高等裁判所は、「全体として人が生存と人格形成をする基盤であると共に、日常的な幸福追及をする上で欠かせない日常生活そのもの」とであると認めた。原告らの権利はともに「平穏生活権」であって実質的に同一である。高等裁判所は、一審判決を認容しつつ、より原告らの「平穏生活権」の内容を精緻化したものといえる。

そのため、本件にてこうばる地区現居住者らの権利について検討する際も、この控訴審判例における諸要素が参考となる。

なお、控訴理由書 p 3、4 で述べたとおり、ここで認められた権利は、福島第一原発事故による法的紛争の中で初めて創設あるいは認められたものではない。日本国憲法により認められる当然の権利であり、これまでの裁判例によって認められてきた権利であって、強いて言えば、それらをより具体化したものである。

3 こうばる地区現居住者らに平穏生活権が認められること

(1) 生業訴訟判決が認めた平穏生活権の理論的本質およびその具体的内容について

上記生業訴訟高裁判決は、「人が生存と人格形成をする基盤」であって、「日常的な幸福追及をする上で欠かせない日常生活そのもの」について「平穏生活権」として権利性を認めた。そして、この

「平穩生活権」を構成する要素として、人の生存と人格形成に欠かせない要素および日常的な幸福追求をする上で欠かせない要素を例示している。

そうすると、上記生業訴訟高裁判決が例示した要素は、控訴人らが主張している、こうばる地区現居住者らの人格権としての平穩生活権（「自己が選択した土地で継続的かつ平穩に生活をし、快適な生活を営む権利ないしは人格的生存を図る権利」）に関しても、同様に、こうばる地区現居住者の平穩生活権を構成する要素である。

(2) 本件こうばる地区現居住者らについて

そして、こうばる現居住者らは、以下に述べるように、こうばるの地において平穩生活権を構成する要素を備えている。

ア 基本的な社会インフラ

(ア) 電気・水道・ガス等のインフラについて

こうばる地区現居住者らは、現居住地にてこれらのインフラを享受している。これらは、代々、住民らが居住し、電気・水道・ガス等のインフラを整備してきた。

(イ) 医療・警察・消防等の施設

こうばる地区現居住者らは、現居住地にて、医療、警察、消防等のサービスを享受している。

また、こうばる地区では、行政の消防組織と別に地元の消防団を組織しており、地区独自の自衛の仕組みを構築している。

(ウ) 学校・教育・育児等の学習環境、生育環境

こうばる地区現居住者らは、現居住地にて、地元学校への通学や教育、育児等の学習環境を享受し、自分が親になった際には自分の子にその学習環境を与えてきた。

これらは、代々、住民らが居住し続けることによって整備されて

きたものである。

(エ) 道路・鉄道等の交通インフラ

こうばる地区では、一定の道路が整備されて通勤・通学・農作業等の日常生活の用途に使用されている。

また、こうばる地区の共同墓地へ行く道や入会地に行く道など、行政による整備が行われない場合には住民らが自分たちで整備を行い、インフラを整えてきた。

(オ) 電波・電話網・光ケーブル等の通信インフラ

こうばる地区では、電話網・電波網が整備されており、通信インフラも整備されている。これらは、代々住民らが居住し続けることによって整備されてきたものである。

イ 生活の糧を取得する手段

(ア) 農業について

こうばる地区では、それぞれ、代々所有する農地に米や野菜等を耕作し、それを食べて生活をしてきた。また、自作した米や野菜を提供して、代わりに別の作物をもらうなど物々交換を行って生活の糧を得ることもある。

(イ) 自営業について

こうばる地区現居住者らの中には、こうばる地区に自営のための作業所を設けている者がおり、生活の糧を取得する手段がこうばる地区に存在する。

ウ 家庭・地域コミュニティを育む物理的・社会的諸要素

(ア) 親戚・家族や近所付き合いの拠点となるべき自宅・住まい等

こうばる地区現居住者らは、こうばる地区に自宅を所有ないし居住しており、そこで家族と生活をし、親戚を呼んで集まり、または近所の人々と集って交流をし、家庭・地域コミュニティを育んでい

る。

こうばる地区の農地では、収穫期になると親戚や近所の人々が集まってお互いに収穫を手伝い、交流し、ともに収穫とその喜びを分かち合う。

そのため、親戚・家族や近所付き合いの拠点となるべき自宅・住まい等がこうばる地区に存在している。

(イ) 職場・学校等を起点とした人的つながり

こうばる地区現居住者らは、それぞれこうばる地区の自宅から、職場や学校に通い、学校や職場では、友人・知人や同僚との人的つながりを有している。職場や学校での人的つながりは、こうばるでの生活を前提に成り立っているものである。

(ウ) 趣味・会議所・社交場・運動場・温泉・娯楽施設・公園等

こうばる地区は、山と川に囲まれた自然豊かな地区であり、こうばる現居住者らは、狩猟、釣り、山菜採り、キノコ採りといったこうばる地区の土地に根差した趣味を育んできた。

こうばる地区の中心にはこうばる公民館が存在し、こうばる現居住者らの集会場となっている。この集会場で、現居住者らは、地区の運営について話し合い、地区のイベントについて企画し、準備をし、地域コミュニティの結束を強めてきた。

こうばる公民館からほど近い場所には、こうばる広場があり、毎年開催される地区の祭り会場や、現居住者らの交流の場になっている。

子供たちは、毎年夏になると、こうばる地区を流れる石木川にかかる橋の下で川遊びをして楽しむ。

こうばる地区は、こうばる現居住者らの趣味の場所であり、社交場であり、娯楽の場でもある。

(エ) 冠婚葬祭施設・墓地等

こうばる地区では、昔から、冠婚葬祭を地区の住民らで行ってきた歴史がある。結婚する者がいれば自宅に地区住民を招いて披露宴を行い、亡くなった者がいれば地区住民らはその人の自宅に赴いて葬式を挙げてきた。こうばる地区には、これらの行事を住民らで行うという代々の風習が存在している。

こうばる地区には共同墓地があり、こうばる現居住者らの多くがその墓地に先祖代々の墓を有し、先祖を奉り、先祖に対する尊崇の念を育んできた。

(オ) 祭り・イベント・風物詩等

こうばる地区には、農作業の節目に応じて住民らで集まって親睦を深めるといふ、代々受け継がれている風習がある。

また、年に1回、ほたるの季節に「ほたる祭り」を行っている。こうばる地区現住民らは、会場設営や当日の出し物、出店で売る食べ物の準備など協力して開催準備をし、開催し、祭りの後には住民らで互いの労をねぎらう親睦会をひらくなど、強固な住民同士の繋がりが育まれている。

エ 周囲の環境・自然

こうばる地区を流れる石木川は、多くの生物が生息するきれいな小川である。周辺の他の川では見つけられない生物も存在し、川魚などを狙って釣りを行うこともできる。

山には多くの山菜類の他に、猪などの動物もおおり、狩猟を行うこともできる。こうばる地区の入会地も存在し、住民らはそこで必要な木材を調達したり、炭を作ったりと生活に必要な物資を調達してきた。

野では、四季折々に咲く花々や鳥や昆虫を見て季節を感じなど、

自然に囲まれた生活が存在する。

オ 帰るべき地・心の拠り所となる地・思い出の地等としての「ふるさと」

(ア) 実家

こうばる地区は、現居住者らの生まれ育った土地であり、生家が存在する地である。こうばる地区には、現居住者らの実家があり、こうばる地区現居住者らはほとんどがこうばる地区で生まれ育っており、こうばる地区が彼らの帰るべき地である。

(イ) 思い出の場所・景色等

また、こうばる地区には、現居住者らが幼少期に・青年期に遊んだ場所や思い出ある場所がある。こうばる地区は、現居住者らにとって、心のよりどころとなる地であり、「ふるさと」である。

カ その他

(ア) 川棚町内での分断、それによるレッテル・いじめ等

かつてこうばる地区に居住しており、すでに石木ダムの事業地の土地を手放した人たちと、こうばる地区現居住者らの間には、相互に立場の違いなどから分断が生じている。

また、現在もこうばる地区に居住しつづけている現居住者らに対して、その態度をとがめる風潮もあり、そのような中でこうばる地区を離れ、新しく生活を始めることは多くの困難が当然に予想される。

(イ) 故郷を失うこと、全く知らないところで生活することによる恐怖ないし不安

こうばる地区で生まれ育ち、現在まで生活をしてきた者にとって、他の土地での生活を新しく構築することは、多大なる不安と恐怖を覚えさせるものである。特に、長年こうばるで生活をしてきた者に

としては、その不安や恐怖はより一層強固なものである。

4 小括

このように、こうばる地区現居住者らのこうばるでの生活は、裁判例に照らしても平穩生活権たる諸要素を備えるものであって、現居住者らに権利が認められることは明らかである。他方、こうばる地区を離れた生活は、平穩な生活を失うだけでなく、不安や恐怖、多くの困難をもたらすものであって、その点でも、こうばる地区での生活はこうばる現居住者らにとって平穩生活権を体現するものである。

第2 本件工事により、第1で述べたこうばる地区現居住者らの具体的権利が侵害されること

1 本件工事によってこうばる地区の基本的な社会インフラが欠如することとなり、結果、こうばる地区現居住者らの平穩生活権の具体的権利の侵害が生じること

(1) こうばる地区現居住者らすべてに共通する権利

ア 本件工事により、最終的に、こうばる地区の電気・水道・ガス等のインフラの供給が停止することになる。

イ また、医療、警察、消防等のサービスの対象地域から除外され、こうばる地区における医療、警察、消防等の対応が受けられなくなる。

ウ 本件工事により、こうばる地区で学んだり、子を教育したり、育てることができなくなり、学校・教育・育児等の学習環境が失われる。

エ 本件工事は、こうばる地区でこれまでに整備されてきた通勤・通学用道路、農作業用の道路を破壊し、また、こうばる地区現居住者らが自ら整備してきた道路や水路も破壊し、交通インフラを

侵害する。

オ 本件工事は、こうばる地区に敷設されている電話網・電波網を破壊するなど、通信インフラを侵害する。

カ このように、本件工事により、こうばる地区現居住者らの、基本的な社会インフラを享受するという平穩生活権が侵害される。

(2) ある特定の住民の権利

控訴人川原伸也には、中学校に通う子供がいる。控訴人川原伸也は、自分がそうであったように、自分の子にも、こうばるの地で川遊びをさせたり、野鳥を見つけて図鑑で調べたりという体験をさせており、そのような体験を今後も、子や孫にさせたいと切望している（甲D24p2、3）。

しかし、本件工事がすすめば、子や孫にこれらの体験をさせることもできなくなる。本件工事は、控訴人川原伸也から、こうばるの土地での子を教育し、育てる環境を奪うものである。

2 生活の糧を取得する手段が失われること

本件工事によって生活の糧を取得する手段を奪われることとなり、こうばる地区現居住者らの平穩生活権の具体的権利の侵害が生じる。

(1) こうばる地区現居住者らすべてに共通する権利

本件工事により、こうばる地区の田畑が崩されたり、耕作できなくなるなど、農業を行って作物を収穫することができなくなる。

田畑だけでなく、農地に水を引く用水路も破壊されることになると、水が確保できなくなり、作物の収穫ができなくなる（甲D16p6、7）。

本件工事により、農業を行い生活の糧を得るというこうばる地区現居住者らの平穩生活権が侵害されることになる。

(2) 特定の住民の権利

こうばる地区現居住者である松本昭弘は、こうばる地区に「あきもと鉄工」という屋号で鉄工所を営んでいる（甲D27p4）。

本件工事がすすめば、この鉄工所での仕事ができなくなる。

また、松本昭弘の子である松本好央は、昨年までは「あきもと鉄工」で昭弘とともに働いていたが、本件工事の影響で受注する仕事が減ったことから、「あきもと鉄工」の仕事だけでは家族を養うことができなくなった（甲D27p5）。

本件工事は、松本昭弘および好央から生活の糧を取得する手段を奪うものであり、平穩生活権を侵害するものである。

- 3 本件工事によって家庭・地域コミュニティを育む物理的・社会的諸要素が奪われることになり、こうばる地区現居住者らの平穩生活権の具体的権利の侵害が生じること

(1) こうばる地区現居住者らに共通する権利

ア 本件工事がすすめば、こうばる地区現居住者らは、現在居住している自宅に住むことができなくなる。盆や正月などに、自宅に親戚を呼んで集まることも、近所の人々と集って交流をすることもできなくなる。

本件工事により、農地で農作物を作ることもできなくなるため、収穫期に、親せきや近所の人々と集まって各家の収穫を手伝って交流することも、ともに収穫を喜び合うこともできなくなる。

イ 本件工事によりこうばる地区に住み続けることができなくなると、現在通っている職場や学校にも行くことができなくなる。

ひいては、職場や学校での人的つながりも失う。

ウ 本件工事は、こうばる地区の山や川を破壊する。そこで行ってきた狩猟や釣り、山菜採り、キノコ採りといった、こうばる地区の山や川の恵みを享受することはできなくなる。

こうばる地区にあるこうばる公民館も、本件工事によって使うことができなくなる。こうばる地区現居住者らの交流の場が奪われる。

こうばる広場も使えなくなり、そこで行ってきた地区の行事も、現居住者らの交流も行えなくなる。

石木川も、本件工事でせき止められ、子供たちは遊ぶことができなくなる。

エ 本件工事がすすめば、現居住者らは、こうばる地区に住み続けることができなくなる。居住者らは作ってきた共同体としてのコミュニティも破壊され、冠婚葬祭について協力して行ってきた風習も破壊される。

こうばる地区現居住者らが先祖を代々祭ってきた共同墓地も、本件工事により使うことができなくなる。

オ 本件工事により農作業ができなくなるため、農作業の節目に応じて居住者らで集まって親睦を深めるという、こうばる地区に代々受け継がれている風習も失われる。

こうばる広場で年に1回、ほたるの季節に行われている「ほたる祭り」も行えなくなり、その準備や祭りの後の親睦会などを通じた居住者ら同士の交も失われる。

カ このように、本件工事は、こうばる地区の家庭・地域コミュニティを育む物理的・社会的諸要素を奪い、こうばる地区現居住者らの平穏生活権を侵害する。

(2) 特定の住民の権利

控訴人炭谷猛は、このようにいう。「この地域に住んでいる人たちは、親も知っていますし先々代も知っています。私が小さいときから、おじいちゃん、おばあちゃんは「〇〇ちゃんのおじいちゃん、

おばあちゃん」という具合によく知っているのです。地域の旅行や班の家族旅行などもやっていました。親も連れて、子も連れて家族ぐるみの旅行で本当に楽しかったです。7軒で50人くらいでバスで行ったりもしていました。地域の人全部知っている人で、地域自体が親戚のような感じで独特の地域性があります。」(甲D22p3)

このように、こうばる地区には、独特の地域コミュニティが育まれており、本件工事は、このコミュニティを破壊するものである。

4 本件工事によって周囲の環境・自然を奪われることになり、こうばる地区現居住者らの平穏生活権の具体的権利の侵害が生じること

(1) こうばる地区現居住者らに共通する権利

ア 本件工事は、石木川の流れをせき止めてダムにするため、現在生息している川魚やその他生物は生息できなくなる。川を破壊し、享受していた自然が奪われる。

山での狩りも、山菜採り・キノコ採りもできなくなる。

イ 四季折々に咲く花々や鳥や昆虫を見て季節を感じるなど、自然に囲まれた生活も奪われることになる。

ウ 本件工事は、こうばる地区現居住者らが享受している自然や環境を奪うため、平穏生活権の侵害である。

(2) 特定の住民の権利

こうばる地区現居住者らは、口々に、次のように述べる。

(甲D19p3)

・毎朝、7時頃に起き、午後からは、農作業をしたり、草刈りをしたりします。また、アナグマ、アライグマ、イノシシを捕ったり、魚釣りをしたり、ウナギを捕ったりして過ごしています。

(甲D22)

・こうばるの自然は豊かです。小さいころからホテルがかなりいました。

(甲D 2 3)

・こうばるでの生活はなんといっても住む環境が良いということです。自然が豊かです。虫はいっぱいいます。田んぼもあり、畑もありで何も困ることはありません。

(甲D 2 7 p 9)

・小さい頃、川で魚を捕まえたり、秘密基地を作ったりした思い出がいっぱい詰まった川原の自然や風景が大好きです。

そのため、本件工事は、これらこうばる現居住者らから、享受している自然の恵みと、そこで生活をする利益を奪い、平穏な生活を侵害するものである。

5 本件工事によって帰るべき地・心の拠り所となる地・思い出の地等としての「ふるさと」が奪われることになり、こうばる地区現居住者らの平穏生活権の侵害が生じること

(1) 控訴人中島昭浩 (甲D 1 5)

控訴人中島昭浩は、こうばる地区で生まれ育ち、就職先の関係で一度こうばる地区の現居住地を離れたが、再びこうばる地区の現居住地に戻ってきて、子ども3人を育て上げ、今でも生活をしている。

小さいころは、こうばる地区の自然の中で友達と遊んでいた。石木川で川遊びや魚釣りをして少年時代を過ごした。

このような体験のなか、こうばるの自然が自分の故郷であるという思いを強く抱くようになった (甲D 1 5 p 3)。

本件工事がすすめば、控訴人中島昭浩のふるさとは奪われ、帰るべき地・心の拠り所となる地は奪われることになる。

(2) 控訴人石丸勇 (甲D 1 6)

控訴人石丸勇は、こうばる地区で生まれ育ち、今でもこうばるの自宅で生活をし、こうばる地区は控訴人のふるさとである。

控訴人石丸勇は、自然が豊かで空気がきれいで、自分たちで作った農作物を食べて生活をし、日常生活のなかで鳥のささやきや、虫の声、川のせせらぎを聞きながら自然の中で暮らすというのが幸せであると、感じている（甲D 1 7 p 5）。

本件工事がすすめば、控訴人石丸勇のふるさととは奪われ、帰るべき地・心の拠り所となる地は奪われる。

(3) 控訴人川原房枝（甲D 1 7）

控訴人川原房枝は、結婚をきっかけにこうばる地区に住み、現在まで5 7年間こうばる地区に住み続けている（甲D 1 7 p 1）。

こうばる地区で、子ども3人を生み育て、公民館で勉強を見てもらったり、石木川で川遊びをさせたという思いがある土地であり、控訴人川原房枝の自宅は、今でも子供たちがしょっちゅう帰ってくる家であり、心の拠り所となる場所である（甲D 1 7 p 3、4）。

本件工事がすすめば、控訴人川原房枝のふるさととは奪われ、帰るべき地・心の拠り所となる地は奪われる。

(4) 控訴人岩下秀男（甲D 1 8）

控訴人岩下秀男は、こうばる地区の現居住地で生まれ育ち、今までずっと生活をしてきた。

こうばるの自宅は、悲しいこともうれしいことも、積み重ねてきた家であり、心の拠り所である。

子どもが3人でき、それぞれが独立したあとは、孫たちを連れて毎週のようにこうばるに帰ってきて、自分が育てた野菜を食べさせて喜んでもらうという生活を送っている。

本件工事がすすめば、控訴人岩下秀男のふるさととは奪われ、帰る

べき地・心の拠り所となる地は奪われる。

(5) 控訴人岩本宏之 (甲D19)

控訴人岩本宏之は、こうばる地区の現居住地で生まれ育ち、今でもずっと生活している。

江戸時代から続く岩本家の家と土地を守り、小学生のころから、農業をして支えてきた土地である。

妻と結婚し、3人の子供を育て、子供たちが独立したあとも、毎年の盆や正月には、こうばるの家には、子供たちの家族や親せきが集まり、交流の場となっている。

控訴人岩本宏之にとっては、こうばるの家は、ふるさとであるとともに、心の拠り所であって、本件工事は、控訴人岩本宏之のふるさとを奪い、帰るべき地・心の拠り所を奪うものである。

(6) 控訴人岩下すみ子 (甲D20)

控訴人岩下すみ子は、24歳の時に結婚し、こうばるの現居住地で住み始めた。こうばるの土地は、3人の子供を産み、育て、40年以上を過ごしてきた土地である。また、仕事をし、家族と過ごし、趣味を楽しみ、気心の知れた地区の人々との生活を楽しむ、心の拠り所である。

本件工事は、控訴人岩下すみ子から、こうばるの土地と家、心の拠り所となる土地、思い出の地を奪うものである。

(7) 控訴人岩永正 (甲D21)

控訴人岩永正は、こうばる地区で生まれ育ち、今まで生活をしてきたふるさとである。

妻との生活、子供たちが生まれ育った家、先祖から受け継いだ農地と、控訴人岩永正の人生はほぼすべてこうばるの土地にある。

本件工事は、控訴人岩永正からそのふるさとを奪うものである。

6 その他

控訴人岩本宏之は、こうばる地区を離れることの不安をこう述べる。「地元を出て行った人に聞いたら、やはり周囲に気を使うし、これまでと同じように知り合いだけの気軽な付き合いができず、近所づきあいにも気を遣うと聞いています。私は、生まれてずっと今の住所で生活をしてきました。これからの決して長くはない、限られた時間を、気心が知れた仲間にもまれた、静かなこうばるの地で過ごさせてください。」(甲D19p5)

7 小括

以上のおり、本件工事は、こうばる地区の基本的な社会インフラ、こうばる地区現居住者らの生活の糧を取得する手段、家庭・地域コミュニティを育む物理的・社会的諸要素、周囲の環境・自然、帰るべき地・心の拠り所となる地・思い出の地等としての「ふるさと」を奪い、現居住者らの平穏生活権を侵害する。これらは、ひとつひとつをとっても平穏生活権の重大な侵害であるが、複数の要素を侵害する本件工事は、より一層深刻な人格権侵害をもたらすものである。

第3 本件工事による権利侵害は違法であり、本件工事の差止めが認められるべきこと

1 はじめに（原則について）

人間が、人格を維持しながら平穏に生活をする権利は、人間の基本的な権利として法的に保護されるものであり、その重要性に照らすと、人格権を侵害された者は、人格権侵害行為そのものの排除を求めることができる。また、人格権を侵害されるおそれのあるものは、その予防のため侵害行為の差し止めを求めることができる。

上記第1の3(2)ア～カで述べたこうばる地区現居住者らの平穏

生活権は、ひとつひとつないし全体が人格権として法的保護に値する権利である。

そして、本件工事は日々進められていることから、上記第2で述べたとおり、上記第1の3(2)ア～カで述べた権利が本件工事により現に侵害されており、あるいは侵害される危険性が高く、且つ、その危険は切迫している。

人格権は原則として、代替性のない権利であり、人格権が侵害された場合、回復は不可能である。

ゆえに、本来、本件工事による権利侵害は違法であり、本件工事の差し止めは当然に認められてしかるべきである。

2 強制収用との関係について

ところで、前項の控訴人らの主張に対して、反論として「本件においては、控訴人らが第1の3(2)ア～カで記載した権利については、いずれも、土地収用法に基づき、正当な補償をした上で強制収用されたため、現在、こうばる地区現居住者らの住民はそれらの権利を有していない」との主張が考えられる。

仮に、強制収用手続きの前提となる石木ダム工事の必要性が認められた場合、控訴人らが前記第1の3(2)ア～カで記載した権利すべてに対して、国が憲法及び土地収用法に基づき、正当な補償をした上で強制収用しているのであれば、その通りとも考えられる。

しかし、逆に言えば、正当な補償がされていないのであれば、当該権利は強制収用されておらず、いまだにこうばる地区現居住者らが有していることになる。

その際には、かかる権利が侵害された場合には、原則に戻り、その侵害行為は差し止められなければならない。

そして以下で述べるように、第1の3(2)ア～カで述べたこうばる地

区現居住者らの権利のほとんどすべてに対して、国は正当な補償をしていない。ひいては、控訴人らの権利についても強制収用はしておらず、いまだにこうばる地区現居住者らがその権利を有していると言わざるを得ない。

以下詳述する。

3 憲法 29 条について

憲法 29 条 1 項は、個人の具体的な財産上の権利の保障と、私有財産制の保障を定めている。そのため、私有財産を公共のために用いる場合には、「正当な補償」が必要となる（憲法 29 条 3 項）。

「正当な補償」については、従来、完全な補償が必要であるという考え方と、合理的に算出された相当な補償であればよいとする考え方が対立していると言われてきた。

最高裁は、合理的に算出された相当な補償でよいと判断しているとされる（最大判昭和 28 年 12 月 23 日）。しかし、この事件は、占領中の占領政策に基づくものであったという極めて特殊な事情があることを考慮に入れなければならない。

そして、通説では、土地収用のように、特定の財産の使用価値に立ち戻って収用が行われる場合には、市場価格による完全補償がなされなければならないと思われる、とされている¹。

最判昭和 48 年 10 月 18 日も、「土地収用法における損失の補償は、特定の公益上必要な事業のために土地が収用される場合、その収用によつて当該土地の所有者等が被る特別な犠牲の回復をはかることを目的とするものであるから、完全な補償、すなわち、収用の前後を通じて被収用者の財産価値を等しくならしめるような補償をなすべ

¹ 芦部信喜 高橋和之補訂「憲法（第六版）」p 240

き」と判示している。

実際、土地収用法およびその適用の際の損失補償基準は、補償対象としている事項については、市場価格による完全な補償を規定しているのであるから、土地収用法およびその精神は、本来的には、収用に伴う損失に対しては完全な補償を目指しているといえる。

ゆえに、土地収用による本件においても、「正当な補償」とは完全な補償でなければならない。

4 損失補償基準について

土地収用においては完全な補償が求められるとしても、何をもって完全な補償とするかは、争いがありうるとも考えられる。そして、現在、土地収用手続きにおいて補償の対象となっているのは次のとおりである。

(1) 国の損失補償基準について

国は、昭和37年6月29日に公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱を策定し、土地等の取得にかかる補償の対象と基準を決めた²。

(2) 長崎県の損失補償基準について

長崎県は、石木ダム事業について、「国において決められた損失補償基準要綱、および平成9年11月に石木ダム補償交渉委員会と事業者とにおいて締結され国の認証を受けた「石木ダム建設事業に伴う補償基準」などにより、公平で適正な補償を行います。」とし³、土地の補償と建物などの補償を行うとしている。

土地の補償については、「土地の取得価格については現況地目ごと

² <https://www.mlit.go.jp/common/001338602.pdf> (「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」)

³

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kasen-sabo/ishiki/situmon/80334.html> (長崎県 HP 「石木ダム Q&A」)

に適正に決定します」とし、建物などの補償については、「土地に建物等がある場合は、専門の補償コンサルタントが詳細に調査し、その結果を積み上げたうえで移転に必要な費用を補償します。項目としては次のような補償項目があります」として、建物等移転補償、建物以外の工作物移転補償、立木補償、動産移転補償、移転雑費補償、営業補償などがなされるとしている。また、「その他に、ダム建設事業独特の補償として、次のような補償もあります」として、天恵物補償、残存土地管理費補償が挙げられている。

5 こうばる地区現居住者らの平穏生活権は収用されていないこと

(1) 本件で補償された権利について

上記4のとおり、石木ダム事業のための収用手続きにて補償されたもの（つまり、収用されたもの）は、土地・建物・立木・動産・営業に関する補償である。

裏を返せば、土地・建物・立木・動産・営業に関する補償以外は補償されていない、ひいては収用されていない権利である。

(2) 補償されていないこうばる地区現居住者らの具体的権利

本書面第1の3(2)ア～カに挙げた、こうばる地区現居住者らが、こうばる地区での現在の生活において享受している平穏生活権も、収用手続きにおいて補償されていない。

具体的には、少なくとも次のものは補償の対象外となっている。

- ① こうばる地区で享受する医療・警察・消防等の施設等社会インフラ
- ② こうばる地区における教育・育児等の学習環境、成育環境を享受する権利
- ③ こうばる地区住民らが自ら整備した道路や水路という交通インフラ
- ④ 家庭や地域コミュニティを育む物理的・社会的諸要素としての、地

域行事や祭り・イベント・風物詩等

⑤こうばる地区の山・川等の自然

⑥こうばる地区の自然に対して抱く、心の拠り所となる地・「ふるさと」としての価値

これらは、こうばる地区現居住者らの人格権としての平穩生活権を構成する大きな要素であるから、これらに対する補償がなされていない限り、現居住者らの平穩生活権に対しては補償がなされていないことは明らかである。

(3) こうばる地区現居住者らに正当な補償がされていないこと

そして、現代において、平穩生活権に対する補償なく収用をすることは許されない。

すなわち、権利・人権の概念は時代とともに変化・進化する。たとえば、1950年代には、未成熟で未確立であった肖像権やプライバシー権といった人格権が、現在ではもはや当然法的保護の対象となる権利として語られていることから明らかである。また、公害の発生や環境汚染による人体への被害が明らかになると、人体に有害な水や空気などの摂取を強要されない権利も認められるようになった。平穩生活権についても、騒音被害や日照被害に対する権利など確立した権利として語られるが、かつては当然に認められていたものではない。

このように、時代とともに権利・人権の概念は変化・進化し、現代では人々の権利に対する認識は高まっている。

他方、損失補償基準については、昭和37年に公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱が定められて以降、数度の改正は行われているが、補償の対象はほとんど変更されていない。権利・人権の概念の変化・進化に対し、対応が極めて不足しているというほかなく、当然に補償すべき権利に対する補償が欠落していると言わざるを得ない。

そして、まさに、人が生存するに不可欠な人格的生存を図る権利である平穩生活権について、補償が不要と解される道理などない。

ゆえに、平穩生活権の侵害に対する補償がない以上、こうばる地区現居住者らに対する土地収用手続は、完全な補償はもちろん相当な補償ともいえず、正当な補償が行われていない。

(4) 小括

そのため、土地収用において補償されていない、こうばる地区現居住者らの平穩生活権については、未だ収用されていないものである。

よって、たとえ本件について、国が土地収用法を形式的に適用して一定の財産補償をしていることを前提にしても、前項で述べた権利はいまだこうばる地区現居住者らが有している権利であるから、平穩生活権を侵害する石木ダム建設工事は違法であり、差し止められなければならない。

なお、仮に、土地収用手続きが、あえて、住民らの平穩生活権を補償の対象から外していると考えるのであれば、それは、人格権たる平穩生活権が代替性のない権利であって侵害に対する回復など不可能であるため、金銭との等価交換などしようがないという理由に他ならない。この場合は、なおさら、人格権たる平穩生活権を侵害するような土地収用手続きは違法・違憲ということになる。

第4 結論

以上述べたことをまとめると次のとおりとなる。

1 人格権たる平穩生活権は、国民の基本的人権である。

その平穩生活権の内容を本件に即して具体的に明確化するならば、本書面第1の3(2)ア～カで述べたものと言い表せる。

2 本書面第1の3(2)ア～カで述べた具体的権利が、本件工事によ

り侵害され、あるいは侵害される危険性が極めて高く、その危険性は切迫している。

3 国は、上記権利について正当な補償をしていないのであるから、当該権利が収用手続きによって収用されたと判断することはできない。

4 そして、本件工事は必要性のない工事であるため、こうばる地区現居住者らが未だ有する人格権としての平穩生活権を侵害する以上、本件工事は違法として差止められなければならない。

5 以上は、憲法から当然に帰結する結論であって、人格権に関するこれまでの最高裁をはじめとする各裁判所の判例の当然の帰結である。

よって、本件工事は差し止められなければならない。

以上